

平成29年由仁町議会第2回臨時会 第1号

平成29年5月24日（水）

○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定
- 3 諸般の報告
 - 1、会務報告
 - 2、例月出納検査報告
- 4 承認第 1号 専決処分した事件の承認について
(平成28年度由仁町一般会計補正予算について)
- 5 承認第 2号 専決処分した事件の承認について
(職員の育児休業に関する条例の一部を改正する条例の制定について)
- 6 承認第 3号 専決処分した事件の承認について
(由仁町税条例の一部を改正する条例の制定について)
- 7 承認第 4号 専決処分した事件の承認について
(由仁町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について)
- 8 議案第 1号 由仁町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について
- 9 議案第 2号 由仁町公営住宅北栄団地2号棟建替工事請負契約の締結について
- 10 議案第 3号 由仁町公営住宅わかば団地4号棟建設工事請負契約の締結について
- 11 議案第 4号 由仁町学校給食センター改築工事請負契約の締結について
- 12 議案第 5号 由仁町学校給食センター厨房機器の買入れについて
- 13 常任委員会委員の選任について
- 14 議会運営委員会委員の選任について
- 15 会議案第1号 議会広報特別委員会の設置について
- 16 議席の変更指定について

○追加日程

- 17 議長の常任委員会委員辞任について
- 18 産業厚生常任委員会委員の補欠選任について

○出席議員（10名）

議長	10番	熊林和男君	副議長	9番	吉田弘幸君
	1番	大竹登君		2番	羽賀直文君
	3番	佐藤英司君		4番	浮田孝雄君
	5番	井村勇夫君		6番	後藤篤人君

7番 早坂 寿博 君

8番 加藤 重夫 君

○欠席議員（0名）

○出席説明員

町		長	松	村	諭	君
副	町	長	田	中	利	行
教	育	長	田	中	宣	行
代	表	監	平	中	利	昌
總	務	課	中	島		哲
地	域	活	河	合	高	弘
住	民	課	山	影	高	幸
建	設	水	伊	藤	一	廣
教	育	課	星		陵	平

○出席事務局職員

局		長	菊	地	和	夫	君
主		査	荒	井		修	君
主		事	下	田	葉	月	君

◎開会 午前 9時30分

○議長（熊林和男君） 議会開会に先立ち、町長から報告事項があります。

町長

○町長（松村 諭君） ただいま議長からお許しをいただきましたので、ご報告を申し上げます。

第1点目ではありますが、本年4月5日に開催いたしました由仁町立由仁小学校の開校式におきまして配付いたしました式次第中の校歌に誤りがありましたので、これを訂正し、おわびを申し上げます。まことに申しわけありませんでした。今後は、確認体制の充実を図り、事務を進めてまいります。なお、新しい由仁小学校の校歌につきましては、本日議員の皆様にお配りさせていただくとともに、町民の皆さんに対しましては広報6月号に掲載をして周知することといたしましたので、ご理解のほどよろしくお願いを申し上げます。

次に、2点目ではありますが、4月1日付で行いました人事異動におきまして、議会に説明員として出席をさせていただきます課長職の異動についてであります。住民課長の山影寿幸に会計管理者を兼ねる発令をいたしました。さらに、教育委員会では教育課長に泉陵平が発令されております。この場をおかりいたしまして、ただいまご報告申し上げました課長職から自己紹介をさせますので、今後ともご指導のほどよろしくお願いをいたします。

○住民課長（山影寿幸君） 会計管理者を兼ねることになりました住民課長の山影でございます。よろしくお願いをいたします。

○教育課長（泉 陵平君） 教育課長の泉でございます。どうぞよろしくお願いをいたします。

○議長（熊林和男君） 以上で町長からの報告を終わります。

◎開会の宣告

○議長（熊林和男君） ただいまの出席議員は全員出席です。

よって、平成29年由仁町議会第2回臨時会は成立いたしましたので、開会いたします。

◎開議の宣告

○議長（熊林和男君） これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりです。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（熊林和男君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、3番 佐藤君、4番 浮田君を指名いたします。

◎日程第2 会期の決定

○議長（熊林和男君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日1日限りといたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

したがって、会期は本日1日限りとすることに決定いたしました。

◎日程第3 諸般の報告

○議長（熊林和男君） 日程第3、諸般の報告を行います。

初めに、1の会務報告をいたします。会務報告は、お手元に配付したとおりです。ごらんおき願います。

次に、2の例月出納検査報告をいたします。監査委員から平成28年度2月分、3月分、4月分及び平成29年度4月分の由仁町各会計例月出納検査結果の報告がありましたので、お手元に配付したとおりです。ごらんおきいただきたいと思ひます。

以上で日程第3、諸般の報告を終わります。

◎日程第4 承認第1号

○議長（熊林和男君） 日程第4、承認第1号 専決処分した事件の承認について（平成28年度由仁町一般会計補正予算について）を議題といたします。

町長から提案理由及び内容の説明を求めます。

町長

○町長（松村 諭君） 承認第1号、平成28年度由仁町一般会計補正予算を専決処分した事件の承認について、提案の理由を申し上げます。

このたびの補正は、地方交付税及びふるさと寄附金など歳入の確定に伴うものであります。

歳入が確定したことによりまして、歳出では財政調整基金及びふるさと基金に積み立てる額を増額するものであり、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分を行いましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を得ようとするものであります。

内容につきましては、副町長に説明させますので、ご審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（熊林和男君） 副町長

○副町長（田中利行君）

「記載省略」

○議長（熊林和男君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） 質疑はないものと認めます。

討論はないものと思いますので、直ちに採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。

承認第1号 専決処分した事件の承認について（平成28年度由仁町一般会計補正予算について）は、承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

したがって、承認第1号は承認することに決定いたしました。

◎日程第5 承認第2号

○議長（熊林和男君） 日程第5、承認第2号 専決処分した事件の承認について（職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について）を議題といたします。

町長から提案理由及び内容の説明を求めます。

町長

○町長（松村 諭君） 承認第2号、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定を専決処分した事件の承認について、提案の理由を申し上げます。

このたびの提案は、人事院規則が平成29年3月31日に改正され、地方公務員においても国家公務員と同様の改正を行う必要性が示されたことから、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分を行いましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を得ようとするものであります。

内容につきましては、総務課長に説明させますので、ご審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（熊林和男君） 総務課長

○総務課長（中島 哲君） 承認第2号、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定を専決処分した件につきまして内容の説明をいたします。

このたびの改正は、人事院規則の改正によりまして国家公務員制度における育児休業の取り扱いが変更され、地方公務員も同様の改正を行う必要性が国から示されたため、改正するものであります。専決処分とした理由であります。この人事院規則の施行年月日が4月1日であり、議会においてご審議いただく時間がありませんでしたので、地方自治法に規定する専決処分とし、本日報告の上、ご承認をいただこうというものであります。

改正の内容であります。育児休業を再度取得する場合の要件として、保育所等の利用を希望し、申し込みを行っているが、当面その実施が行われないもの、これを加えるものであり、働こうにも受け入れ先の保育所等が見つからない児童、いわゆる待機児童を養育する親についても育児休業の再度取得を認めるものであります。

説明は新旧対照表で行いますので、承認第2号資料、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表をごらんください。右欄が改正前の条例、左欄が改正後の条例となっております。

第3条は、一度育児休業を取得した子に対し、再び取得できる場合の特例の規定であります。このうち第6号に規定しております育児休業終了時に予測できなかった事実の発生により、休業しなければ養育に著しい支障が生じる。この場合として待機児童となった場合を加えるものであります。

続いて、第4条であります。育児休業期間の再度の延長ができる場合の特別の事情の規定であります。こちらも同様に、待機児童となった場合を追加するものであります。

続いて、第10条であります。こちらは育児短時間勤務の期間終了後に再び育児短時間勤務をすることができる特別の事情の規定であります。

次のページをお開きください。第7号の育児短時間勤務終了時に予測できなかった事実の発生により、育児短時間勤務をしなければ養育に著しい支障が生じる場合として待機児童となった場合を加えるものであります。

最後に、一番下の行、附則であります。この条例の施行期日を国の施行日と同じ平成29年4月1日からとしたものであります。

以上で説明を終わります。

○議長（熊林和男君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） 質疑はないものと認めます。

討論はないものと思いますので、直ちに採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(熊林和男君) ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。

承認第2号 専決処分した事件の承認について(職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について)は、承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(熊林和男君) ご異議なしと認めます。

したがって、承認第2号は承認することに決定いたしました。

◎日程第6 承認第3号

○議長(熊林和男君) 日程第6、承認第3号 専決処分した事件の承認について(由仁町税条例の一部を改正する条例の制定について)を議題といたします。

町長から提案理由及び内容の説明を求めます。

町長

○町長(松村 諭君) 承認第3号、由仁町税条例の一部を改正する条例を専決処分した事件の承認について、提案の理由を申し上げます。

このたびの提案は、地方税法等の一部を改正する法律等が平成29年3月31日に公布されたことに伴い、由仁町税条例の一部を改正する必要性が生じたため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分を行いましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を得ようとするものであります。

内容につきましては、住民課長に説明させていただきますので、ご審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長(熊林和男君) 住民課長

○住民課長(山影寿幸君) 承認第3号、由仁町税条例の一部を改正する条例の制定について平成29年3月31日専決処分いたしました事件の承認について内容の説明をいたします。

このたびの改正は、平成29年3月31日公布の地方税法等の一部を改正する法律、それから地方税法施行令の一部を改正する政令、地方税法施行規則の一部を改正する省令の施行に伴いまして、町民税では所得割の課税方法の変更とこれに関連する所得控除、延滞金、不足額の計算方法を改めるもの、それから課税特例措置を改正するもの、固定資産税では家庭的保育事業に係る課税標準の特例措置の創設をするものと税額の案分にかかわります補正方法の申し出の変更の改正、軽自動車税ではグリーン化特例適用期限が2年延長されたことに伴います賦課徴収特例規定を含めます改正でございます。なお、この法律等が平成29年3月31日付で公布されたことから、先ほど町長から提案させていただきま

したとおり、同日付で専決処分を行いまして、本日地方自治法の規定によりまして承認を得ようとするものでございます。

初めに、承認第3号資料の1、由仁町税条例の一部改正の主な内容についてご説明をいたしますので、資料をごらんください。左側より、今回改正する条例、中段がその改正の根拠法令となるもの、右側がその内容となっております。左側の改正する条例とその内容についてご説明をいたします。

第32条は、所得割の課税標準の規定でございまして、特定配当などのもの、それから特定株式などの譲渡所得金額に係る所得の算定につきまして、これまで提出された申告書に記載された事項その他の事情を勘案いたしまして町長が課税方式を決定できるように規定するものでございます。

その下へ行きまして、第33条の8でございまして、配当割額または株式譲渡所得割額の控除に関する規定でございまして、先ほど申し上げました第32条の改正に伴いまして所要の規定の整備、それから文言整理をするものでございます。

第47条は、法人の町民税の申告納付の規定でございまして、こちらは延滞金の計算の基礎となる期間に係る規定の整備を行うものでございます。

続いて、第49条は、法人の町民税に係る不足税額の納付の手続の規定でございまして、こちら第47条と同様の内容の規定の整備を行うものでございます。

第60条は、固定資産税の課税標準の規定でございまして、震災などによりまして滅失した償却資産にかわる償却資産等に対する固定資産税の課税標準の特例の規定を設けるものでございます。

続きまして、第60条の2は、地方税法第349条の3の第28項などの条例の割合を新たに定めるものでございまして、今申し上げましたとおり、地方税法の改正に伴いまして新たにわがまち特例の割合を定めようとするものでございます。

続きまして、第62条の2は、地方税法施行規則第15条の3第3項並びに第15条の3の2第4項及び第5項の規定による補正の方法の申し出の規定でございまして、居住用超高層建物等に係る税額の案分方法につきまして、現行の区分所有者に係る家屋と同様に、区分所有者全員の協議によりまして補正方法ができるとする申し出の内容に規定するものでございます。

続きまして、第62条の3は、地方税法の352条の2第5項及び第6項の規定による固定資産税額の案分の申し出の規定でございまして、こちら新たに被災市街地復興推進地域に定められた場合につきましては、ただいま申し上げました固定資産税の案分につきましては震災等の発生後4年度分に限りまして、所有者の申し出により従前の共用土地に係る税額の案分方法と同様の扱いを受けられるように規定を改めるものでございます。

続きまして、第73条の2は、被災住宅用地の申告の規定でございまして、こちら先ほど申し上げました第62条の3と同様に被災市街地復興推進地域に定められた場合については、震災等発生後4年分に限り、特例規定を設けようとするものでございます。

続きまして、附則第8条につきましては、肉用牛の売却による事業所得に係る町民税の課税の特例規定でございまして、こちらの肉用牛の売却による事業所得の課税特例につき

ましては、適用期限を3年間延長しようとするものでございます。

続いて、附則第10条、こちらは法律改正に伴いまして読み替え規定を整備するものでございます。

続きまして、附則第10条の2は、地方税法の附則第15条第2項の第1号等の条例で定める割合の規定を設けるものでございまして、こちらも耐震改修が行われた認定長期優良住宅等に対する固定資産税の減額を受けようとする者が提出する申告書等についての規定を設けようとするものでございます。

続きまして、附則第16条は、軽自動車税の税率の特例規定でございまして、軽自動車税のグリーン化特例、軽自動車の賦課でございましてけれども、こちらの適用期限を2年間延長しようとするものでございます。

続いて、附則第16条の2は、軽自動車税の賦課徴収特例の規定でございまして。こちらは、軽自動車税の賦課徴収特例規定を新たに設けようとするものでございます。

2ページをごらんください。附則第16条の3第2項は、上場株式等に係る配当所得等に係る町民税の課税の特例の規定でございまして、特定配当に係る所得につきまして、その納税者から提出された申告書に記載された事項その他の事情を勘案して町長が課税方式を新たに決定できる規定に改めるものでございます。

続きまして、附則第17条の2は、優良住宅の造成のために土地等を譲渡した場合に係る長期譲渡所得などに係る町民税の課税の特例の規定でございまして、優良住宅の造成などのために土地を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例規定について適用期限を3年間延長するものでございます。

続きまして、附則第20条の2第4項につきましては、特例適用利子及び特例適用配当などに係ります町民税の課税の特例の規定でございまして、これらの配当等に係る所得につきましては、納税者から提出された申告書に記載された事項その他の事情を勘案して町長が同様に課税方式を決定できるように規定の整備をするものでございます。

続きまして、附則第20条の3第4項は、条約適用利子等及び条約適用配当等に係る町民税の課税の手例の規定でございまして、こちらも先ほど申し上げました第20条の2第4項と同様に、今申し上げました配当に係る所得につきましても町長が申告書に記載された事情等を勘案して課税方式を決定できるようにしたものでございます。

最後に、附則第20条の3第6項につきましても、ただいま4項で申し上げた規定と同様の規定でございまして、先ほどの第4項の改正に伴いまして規定の整備を新たにしようとするものでございます。

続きまして、新旧対照表のほうでご説明をいたしますので、承認第3号資料2のほうをごらんください。右側が改正前、左が改正後になっております。

まず、1ページ目の第32条、改正欄をごらんください。こちらの第32条の第4項の規定は、省略されておりますけれども、第3項の規定におきまして特定配当等に係る所得につきましてはその所得割の課税標準の適用除外というふうに規定されております。ただし、この第4項の中で条例の第35条の2及び3に規定する町民税や確定申告にその旨の記載がある場合は適用除外としないという規定にしておりますけれども、今回は改正後欄

のとおり、今申し上げました特定配当などの所得金額に係る所得については正式に特定配当の申告書を提出していただいた場合については課税対象といたしまして、条例の第35条の規定で提出されております町民税の申告書や確定申告での提出に当たっては、その記載内容等を町長が十分勘案しまして課税標準の適用除外とするかどうかを決定できるように、下線のとおりにただし書きを加えるというものでございます。

続きまして、第6項、こちらも第4項と同様に株式譲渡に係る所得の規定でございまして、こちらも省略されておりますけれども、第5項のほうでは今申し上げた特定株式譲渡に係る所得も課税標準の適用除外というふうに規定されておまして、これまでは第35条に規定する確定申告などにその記載がある場合については適用除外としないという規定としておりますけれども、第4項と同様に改正後欄、次ページにかけまして、株式譲渡に係る部分につきましても株式譲渡としての申告書が提出された場合については課税対象といたしまして、これまでの35条の規定で出されておりました申告書に記載された場合については、町長がその記載内容と事情を勘案して課税標準の適用除外とするかどうかを決定するという規定で、ただし書きを加えるものでございます。

続きまして、2ページの中段でございましてけれども、第33条の8は、配当割額または株式等譲渡所得割額の控除の規定でございまして、先ほど申し上げました第32条の改正に合わせまして、下線のとおりに申告書の名称等の整理をするものでございます。

続きまして、第47条でございまして。こちらは、法人税にかかわる町民税の申告納付の規定でございまして、下段の第2項までは文言の整理をするものでございます。

続きまして、3ページをお開きください。第3項は当初の申告、それから第5項につきましましては今申し上げました部分の修正申告が行われた場合の納付の規定をしておるものでございまして、32条の改正に合わせまして条項を整理するほか、この申告によって変更が行われる場合の延滞金の計算の基礎となる期間、それから関連する規定を整備しようとするものでございます。

下段の第6項以降につきましましては、提出義務のある法人が行う申告の規定でございまして、こちらは文言の整理、それから地方税法の条項等を次ページの中段以降にかけて整理をしようとするものでございます。

続きまして、4ページの下段をごらんください。第49条では、法人の町民税に係る不足税額の納付の手續の規定でございまして、第47条と同様に第1項では文言の整理をするもの、第2項、それから次ページの第4項につきましましては今申し上げました申告書の提出に伴いまして不足税額の規定でございましてけれども、ほかの項の規定と税の根拠法令等追加、それから改めることに伴いまして、その申告書の更正があった場合における納付の方法の規定、それから取り扱い内容、計算の基礎となる期間をまとめて整理しようとするものでございます。

続きまして、6ページをお開きください。上段の第60条でございまして。改正前のほうをごらんいただきまして、こちらは固定資産税の課税標準の規定でございまして、第8項で特例規定による滅失などによって償却資産にかかわりまして、その固定資産税の課税標準について関係する根拠の法令関係を改めるものでございます。

続きまして、改正後欄のほうの中段をごらんいただきまして、第60条の2、こちらは新たな条項の創設でございます。こちらは、地方税法の349条の3第28項等の条例で定める割合を新たに見出しで規定いたしまして、こちらのほうは1項から3項までの規定としまして、児童福祉法に規定する家庭的保育事業、それから居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業などに供する家屋に対する固定資産税の標準課税の特例規定を市町村で定めることができるようになりまして、その割合を課税標準の2分の1と定めようとするものでございます。

続いて、第62条の2は、地方税法の施行規則第15条の3第3項並びに第15条の3の2第4項及び第5項の規定による補正の方法の申し出の規定でございまして、こちらは根拠法令等を改めようとするものでございます。

続いて、次ページをお開きください。続いて、第62条の3でございまして。こちらは、法第352条の2第5項及び第6項の規定による固定資産税額の案分の申し出の規定でございまして、こちらは見出し規定を含めて「あん分」を漢字に改めるほか、第2項の特定被災共用土地については、被災市街地復興推進地に定められた場合につきましては、その区分所有者の申し出によりまして従前の共用土地に係る税額の案分方法と同様の扱いを受けられるように根拠法令の整理をするほか、申し出期間を震災後3年度分から4年分に改正後欄のとおり改めようとするものでございます。

続いて、次ページをごらんください。中段でございまして。第73条の2は、被災住宅用地の申告の規定でございまして、これまで被災住宅の用地の適用期限につきましては3年としておりましたけれども、今回新たに改正後欄のとおり、先ほどの条項と同じように被災市街地復興推進地域においての住宅に関しましては、その年度を4年度に改めようとするものでございます。

続きまして、9ページをごらんください。続いて、附則の第8条でございまして。こちらは、肉用牛の売却による事業所得に係る町民税の課税の特例規定でございまして、その期間を改正前欄の30年から改正後欄のとおり33年に延長しようとするものでございます。

続いて、その下、第10条の読み替え規定につきましては、地方税法等の条項等の改正による読み替え規定を全文改正しようとするものでございます。

続いて、下段の附則の第10条の2でございまして。こちらは、新築住宅などに対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告の規定でございまして、改正前欄の第2項から次ページの第3項、それから第5項から11ページにかけての第8項までは、それぞれの項におきまして根拠法令を改めるものでございます。

続いて、改正前欄の12ページをごらんいただきまして、第9項を改正後欄で11項に改めまして、こちらもこれまでの項と同様に根拠法令等を改めるというものでございます。

一度改正後欄の11ページにお戻りいただきまして、第8項の次に第9項といたしまして、耐震改修が行われた認定長期優良住宅、第10項で特定熱損失防止改修住宅に対します固定資産税の減額を受けようとする者が提出する申告の方法、それから期限、必要書類について新たに新設をするものでございます。

続いて、13ページをお開きください。13ページの上段でございまして。附則第16条

の2は、軽自動車税の税率の特例でございまして、改正前欄では適用されております軽自動車税のグリーン化特例について適用期限を2年間延長することになりまして、改正後欄のとおり、第5項から第7項にかけまして、平成29年度中に初めてのナンバー登録をする軽自動車税につきまして平成31年度も特例措置を受けられるように、表は記載しておりませんが、表の項目の欄の読み替え規定を改めようとするものでございます。

続いて、次ページをお開きください。第16条の2、中段でございまして。こちらは、改正後欄に記載しておりますとおり、新たに軽自動車税の賦課徴収の特例の規定を加えるものでございまして。第1項につきましては、該当特例となる判断の規定をしているもの、それから第2項につきましては、その税額に不足額が発生する場合の取り扱いといたしまして第1項の申請者にその税金を適用させようとするもの、続きまして第3項は、その場合の金額、それから第4項は、条例第19条との関連で読み替え規定をそれぞれ加えるものでございまして。

続きまして、15ページをお開きください。上段の附則第16条の3でございまして。こちらは、上場株式に係る配当所得に係る町民税の課税の特例の規定でございまして。こちらは、第2項で条項、文言等を整理するほか、特定配当に係る所得について、提出された申告書に記載された事項、その内容を勘案いたしまして、先ほど第32条、33条で申し上げましたとおり、町長が課税方式を決定できる規定を加えようとするものでございまして。

続きまして、下段の附則の第17条の2でございまして。こちらは、優良田園住宅の造成のために土地を譲渡した場合における譲渡所得に係る町民税の課税の特例の規定でございまして。こちらが改正前の規定から改正後のとおり、29年から32年、適用期限を3年間延長しようとするほか、根拠法令の附則の条項等を整理するものでございまして。

続きまして、次ページをごらんください。中段の附則第20条の2でございまして。こちらは、特例適用利子等及び特例適用配当に係る個人の町民税の課税の特例の規定でございまして、今申し上げました特例適用配当に係る所得につきましては、条例の第35条で規定しております確定申告などにその旨の記載がある場合については他の所得と区分して課税算定する規定になっておりますけれども、今回改正後欄のとおり、特例適用申告書に記載をしていただいた場合についてはこれまでの規定と同様に他の所得と区分して算定できるものとしまして、第35条の規定で申告されております確定申告などにその記載がある場合については、その記載事項その他の事情を町長が勘案いたしまして適用除外とすることを決定できるように、ただし書きを加えるものでございまして。

続きまして、17ページの上段でございまして。第20条の3、こちらは条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例規定でございまして、こちらが先ほど申し上げました第20条の2の改正と同様に、条約適用利子があった場合の申告があった場合については、改正案のとおり特定利子等の申告書に記載があった場合については、その所得については算定とは区別して課税をかける。ただし、これまで同様に確定申告のほうに記載があった場合については、町長がその内容を勘案して課税方式を決定するように、ただし書き規定を加えようとするものでございまして。

続いて、第6項は、今申し上げました第4項の改正に伴いまして、条例第35条の町民

税の申告規定を改めようとするものでございます。

次ページをごらんいただきまして、改正後の中段ほどにある附則のほうをご説明いたします。第1条は、施行期日でございます。この条例は、平成29年4月1日から施行する。ただし、附則第4条の規定につきましては、公布の日から施行しようとするものでございます。

第2条は、町民税に関する経過措置でございます。別段の定めがあるものを除きまして、この条例による改正後の町税条例（以下「新条例」という。）でございますけれども、の規定中個人の町民税に関する区分は、平成29年度以後の年度分の個人の町民税について適用しまして、平成28年度分までの個人の町民税については、なお従前の例によるものとするものでございます。

第3条は、固定資産税に関する経過措置でございます。こちらも別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分については、平成29年度以後の年度の分の固定資産税について適用しまして、平成28年度分までの固定資産税については、なお従前の例によるものです。

続いて、第2項といたしまして、新条例の第60条第8項及び附則第10条（地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部改正する法律（平成29年法律第2号。第4項及び次条第2項において「改正法」という。）による改正後の地方税法（昭和25年法律第226号。以下この項において「新法」という。）第349条の3の4に係る部分に限る。）の規定につきましては、平成28年4月1日以後に発生しました新法第349条の3の3第1項に規定する震災等（第4項において「震災等」という。）に係る新法第349条の3の4に規定する償却資産に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用しようとするものでございます。

続きまして、第3項、新条例第62条の3第2項及び第73条の2の規定は、平成28年4月1日以後に発生した震災等により滅失し、または損壊した家屋の敷地の用に供されていた土地に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用し、同日前に発生した改正法による前の地方税法（以下この条において「旧法」という。）第349条の3の3第1項に規定する震災等により滅失し、または損壊した家屋の敷地の用に供されていた土地に対する固定資産税については、なお従前の例によるものです。

第4項といたしまして、平成26年4月1日から平成29年3月31日までの間に新たに取得された旧法附則第15条第40項に規定する機器に対して課する固定資産税については、なお従前の例によるものです。

第4条は、軽自動車税に関する経過措置でございます。別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中軽自動車税に関する部分は、平成29年度以後の年度分の軽自動車税について適用し、平成28年度分までの軽自動車税については、なお従前の例によるものです。

第2項としまして、町長は、納付すべき軽自動車税（平成28年度以前の年度分のものに限る。）の額について不足額があることを町税条例第82条第2項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限）後において知った場合において、当該事実が生じた原因が当該不足額に係る3輪以上の軽自動車の所有者以外の者（以下この条にお

いて「第三者」という。)にあるときは、地方税法第13条第1項の規定による告知をする前に、当該第三者(当該第三者と改正法附則第18条第2項に規定する特別の関係のある者を含む。以下この条において同じ。)に対し、当該不足額に係る軽自動車税の納付を申し出る機会を与えることができるものとし、当該申し出の機会を与えられた第三者が当該申し出をしたときは、当該第三者を賦課期日現在における当該不足額に係る3輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税に関する規定(町税条例第86条及び第87条の規定を除く。)を適用しようとするものでございます。

第3項につきましては、前項の規定による申し出をした第三者は、当該申し出を撤回することができないとするものでございます。

以上で内容の説明を終わります。

(何事か言う声あり)

○住民課長(山影寿幸君) 承認第3号資料1の2ページ目、条例の条名に誤りがございましたので、訂正をさせていただきたいと思っております。申しわけございません。おわびを申し上げます。

2ページ目の3段目、附則第20条2ではなくて、附則第20条の2でございます。続いて、その下、附則第20条3ではなくて附則第20条の3でございます。続いて、最後の段につきましても、附則第20条の3の「の」が抜けておりました。大変申しわけございません。なお、資料につきましては、改めて訂正の上、配付をさせていただきます。よろしくお願いいたします。大変申しわけございません。

○議長(熊林和男君) これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(熊林和男君) 質疑はないものと認めます。

討論はないものと思っておりますので、直ちに採決を行いたいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(熊林和男君) ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。

承認第3号 専決処分した事件の承認について(由仁町税条例の一部を改正する条例の制定について)は、承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

したがって、承認第3号は承認することに決定いたしました。

◎日程第7 承認第4号

○議長（熊林和男君） 日程第7、承認第4号 専決処分した事件の承認について（由仁町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について）を議題といたします。

町長から提案理由及び内容の説明を求めます。

町長

○町長（松村 諭君） 承認第4号、由仁町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定を専決処分した事件の承認について、提案の理由を申し上げます。

このたびの提案は、承認第3号と同様の理由によりまして由仁町国民健康保険税条例の一部を改正する必要が生じたため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分を行いましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を得ようとするものであります。

内容につきましては、住民課長に説明させますので、ご審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（熊林和男君） 住民課長

○住民課長（山影寿幸君） 承認第4号、由仁町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について平成29年3月31日、専決処分をいたしました事件の承認について内容の説明をいたします。

このたびの改正は、平成29年3月31日公布の地方税法の一部を改正する法律及び地方税法施行令の一部を改正する政令の施行に伴いまして、国民健康保険税の減額措置規定を改めようとするものでございます。

初めに、承認第4号資料1、由仁町国民健康保険税条例の一部改正の主な内容の説明をいたしますので、ごらんください。こちらのほうは、先ほどの税条例と同じように、左側より、改正する条項、それから根拠法令、それからその改正の内容となっております。今回の国保税条例の改正する条項につきましては第23条でございまして、改正欄の内容とおおり、減額措置に伴います軽減判定所得の算定方法を見直すものでございます。

続きまして、承認第4号資料の2、由仁町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案新旧対照表でご説明いたしますので、ごらんください。右が改正前、左側が改正後欄でございます。改正前欄の第23条をごらんください。こちらは、国民健康保険税の減額の規定でございまして、第2号、こちらは2割軽減世帯の所得判定の規定でございまして、この中で被保険者及び特定同一世帯所属者の加算額を26万5,000円から改正後欄のとおり27万円に改めるもの。同様に第3号の中で、こちらは5割軽減世帯の所得判定規定でございまして、こちらが改正前の被保険者及び特定同一世帯所属者の加算額を48万円から改正後欄のとおり49万円に改めるものでございます。

最後の附則でございます。第1条が施行期日でございます。こちらの規定は、平成29年4月1日から施行しようとするものでございます。

以上で内容の説明を終わります。

○議長（熊林和男君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） 質疑はないものと認めます。

討論はないものと思いますので、直ちに採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。

承認第4号 専決処分した事件の承認について（由仁町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について）は、承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

したがって、承認第4号は承認することに決定いたしました。

◎日程第8 議案第1号

○議長（熊林和男君） 日程第8、議案第1号 由仁町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

町長から提案理由及び内容の説明を求めます。

町長

○町長（松村 諭君） 議案第1号 由仁町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について、提案の理由を申し上げます。

このたびの提案は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正を行おうとするものであります。

内容につきましては、総務課長に説明させますので、ご審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（熊林和男君） 総務課長

○総務課長（中島 哲君） 議案第1号 由仁町個人情報保護条例の一部を改正する条例

の制定について内容の説明をいたします。

このたびの改正は、国の行政機関に対し適用されます行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律が改正され、1つ目として、民間事業者からの提案を受けて特定の個人を識別できないように個人情報を加工した非識別加工を作成、提供する仕組み、2つ目として、個人情報の定義、これについては後ほど述べます個人識別符号というものも含まれますが、これの明確化、3つ目としまして、要配慮個人情報の取り扱い等について改められたものであります。個人情報の保護に関しましては、地方公共団体ではそれぞれの条例で定めることとされておりますことから、国の改正内容を参考に同様の改正を行おうとするものであります。

説明は新旧対照表で行いますので、議案第1号資料、由仁町個人情報保護条例の一部を改正する条例案新旧対照表をごらんください。右欄が現行の条例、左欄が改正案となっております。

初めに、第2条ですが、こちらは文言の定義であります。第1号アにおきまして、従来は個人情報を特定の個人が識別され、または識別され得るものと定義しておりましたが、こちらを当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別できるものとの定義に改め、文書や図面などの記録方法、音声や動作といった表現方法についても特定の個人を識別できる場合には個人情報となることを明確にするものであります。

続きまして、同号イでは、新たに個人識別符号が含まれるものも個人情報であると規定しております。

この個人識別符号とは何であるかを規定したものが次の第2号となります。第2号アでは、身体の一部の特徴をあらわす文字や番号、記号等で特定の個人を識別することができるものとしております。具体的には、指紋データですとか顔認識データなどが該当することとなります。

続きまして、イでは、特定の個人が識別可能な番号も個人識別符号であることを規定しております。具体的には、パスポートに記載されております旅券番号などがこれに該当するものであります。

次のページをお開きください。第3号は、要配慮個人情報についての定義であります。人種や信条、社会的身分等の取り扱いに特に配慮を要する個人情報がこの要配慮個人情報に該当することを規定しております。

第4号から第8号までは、号番号の改正であります。第1号の次に2つの号を追加するため、従来の号番号をそれぞれ改めるものであります。

続きまして、第7条第4項であります。要配慮個人情報を定義したことに伴う改正であります。現行条例の下線部分を新たに定義した要配慮個人情報に改めるものであります。

続いて、附則であります。この条例の施行期日を国の施行日と同じ平成29年5月30日からにしようとするものであります。

以上で説明を終わります。

○議長（熊林和男君）　これから質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(熊林和男君) 質疑はないものと認めます。

討論はないものと思いますので、直ちに採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(熊林和男君) ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第1号 由仁町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(熊林和男君) ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第2号

○議長(熊林和男君) 日程第9、議案第2号 由仁町公営住宅北栄団地2号棟建替工事請負契約の締結についてを議題といたします。

町長から提案理由及び内容の説明を求めます。

町長

○町長(松村 諭君) 議案第2号 由仁町公営住宅北栄団地2号棟建替工事請負契約の締結について、提案の理由を申し上げます。

由仁町公営住宅北栄団地2号棟建替工事につきましては、5月17日、入札を執行いたしました。その結果契約の相手方が決まりましたので、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条に基づき、提案した次第であります。

内容につきましては、建設水道課長に説明させますので、ご審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長(熊林和男君) 建設水道課長

○建設水道課長(伊藤一廣君) 議案第2号 由仁町公営住宅北栄団地2号棟建替工事請負契約の締結について内容の説明をいたします。

この契約は、本年3月6日開会の第1回定例会において可決いただき、平成29年度一般会計予算に措置しておりました町営住宅の建設について次のとおり工事請負契約を締結

しようとするものであります。法令の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

契約の目的は、由仁町公営住宅北栄団地2号棟建替工事です。契約の方法は、別紙議案第2号資料のとおり4者による指名競争入札で、第1回目の落札です。契約の金額は6,836万4,000円です。契約の相手方は、夕張郡由仁町中央297番地、川上建設株式会社代表取締役、川上晃です。

この工事は、公営住宅等長寿命化計画に基づき、耐用年数を経過した老朽化住宅を建て替えるもので、工事概要につきましては、木造平家建て、延べ床面積259.3平方メートル、1棟3戸の共同住宅で、部屋の間取りは約12畳の居間兼食事室兼台所1部屋と約7畳の洋室2部屋の2LDKタイプの3戸の住宅であります。

なお、落札率でございますが、97.8%となっております。

議決をいただきましたら直ちに本契約を締結し、完成は平成29年10月20日を予定しております。

以上で内容の説明を終わります。

○議長（熊林和男君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） 質疑はないものと認めます。

討論はないものと思いますので、直ちに採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第2号 由仁町公営住宅北栄団地2号棟建替工事請負契約の締結については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第3号

○議長（熊林和男君） 日程第10、議案第3号 由仁町公営住宅わかば団地4号棟建設工事請負契約の締結についてを議題といたします。

町長から提案理由及び内容の説明を求めます。

町長

○町長（松村 諭君） 議案第3号 由仁町公営住宅わかば団地4号棟建設工事請負契約の締結について、提案の理由を申し上げます。

由仁町公営住宅わかば団地4号棟建設工事につきましては、5月17日、入札を執行いたしました。その結果契約の相手方が決まりましたので、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条に基づき、提案した次第であります。

内容につきましては、建設水道課長に説明させますので、ご審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（熊林和男君） 建設水道課長

○建設水道課長（伊藤一廣君） 議案第3号 由仁町公営住宅わかば団地4号棟建設工事請負契約の締結について内容の説明をいたします。

この契約は、議案第2号同様、平成29年度一般会計予算に措置しておりました町営住宅の建設について次のとおり工事請負契約を締結しようとするものであり、法令の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

契約の目的は、由仁町公営住宅わかば団地4号棟建設工事です。契約の方法は、別紙議案第4号資料のとおり4者による指名競争入札で、第1回目の落札です。契約の金額は7,203万6,000円です。契約の相手方は、夕張郡由仁町三川旭町104番地、株式会社伊藤工務店代表取締役、伊藤正人です。

この工事は、公営住宅等長寿命化計画に基づき建設するもので、工事概要につきましては木造平家建て、延べ床面積266.21平方メートル、1棟3戸の共同住宅で、部屋の間取りにつきましては北栄団地2号棟同様、約12畳の居間兼食事室兼台所1部屋と約7畳の洋室2部屋の2LDKタイプ3戸の住宅であります。

なお、落札率でございますが、97.7%となっております。

議決をいただきましたら直ちに本契約を締結し、完成は平成29年10月31日を予定しています。

以上で内容の説明を終わります。

○議長（熊林和男君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） 質疑はないものと認めます。

討論はないものと思いますので、直ちに採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(熊林和男君) ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第3号 由仁町公営住宅わかば団地4号棟建設工事請負契約の締結については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(熊林和男君) ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第11 議案第4号

○議長(熊林和男君) 日程第11、議案第4号 由仁町学校給食センター改築工事請負契約の締結についてを議題といたします。

町長から提案理由及び内容の説明を求めます。

町長

○町長(松村 諭君) 議案第4号 由仁町学校給食センター改築工事請負契約の締結について、提案の理由を申し上げます。

由仁町学校給食センター改築工事につきましては、5月17日に入札を執行いたしました。その結果契約の相手方が決まりましたので、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条に基づき、提案した次第であります。

内容につきましては、教育課長に説明させますので、ご審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長(熊林和男君) 教育課長

○教育課長(泉 陵平君) 議案第4号 由仁町学校給食センター改築工事請負契約の締結について内容のご説明をいたします。

この契約は、本年3月6日開会の第1回定例会において可決をいただきました平成29年度一般会計予算に措置しておりました給食センターの改築につきまして次のとおり工事請負契約を締結しようとするものであり、法令の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

契約の目的は、由仁町学校給食センター改築工事です。契約の方法は、別紙議案第4号資料のとおりでございまして、4者による指名競争入札で、第1回目の落札でございまして、契約の金額は5億5,836万円でございます。契約の相手方は、菱中・栄進・松村経常建設共同企業体、代表者は苫小牧市錦町2丁目6番22号、菱中建設株式会社苫小牧本店取締役執行役員本店長、長田博司です。

この工事につきましては、建設から34年を経過し、老朽化しました由仁町学校給食センターを移転改築しようとするものでございまして、工事概要につきましては鉄筋コンクリート造一部2階建て、延べ床面積924.16平米、最大調理能力が約500食となっております。

なお、落札率でございますが、98.5%となっております。

議決をいただきましたら直ちに本契約を締結いたしまして、完成は平成30年1月31日を予定しております。

以上で内容の説明を終わります。

○議長（熊林和男君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） 質疑はないものと認めます。

討論はないものと思いますので、直ちに採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第4号 由仁町学校給食センター改築工事請負契約の締結については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第12 議案第5号

○議長（熊林和男君） 日程第12、議案第5号 由仁町学校給食センター厨房機器の買入れについてを議題といたします。

町長から提案理由及び内容の説明を求めます。

町長

○町長（松村 諭君） 議案第5号 由仁町学校給食センター厨房機器の買入れについて、提案の理由を申し上げます。

由仁町学校給食センター厨房機器につきましては、5月17日、入札を執行いたしました。その結果契約の相手方が決まりましたので、地方自治法第96条第1項第8号及び議

会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条に基づき、提案した次第であります。

内容につきましては、教育課長に説明させますので、ご審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（熊林和男君） 教育課長

○教育課長（泉 陵平君） 議案第5号 由仁町学校給食センター厨房機器の買入れについて内容のご説明をいたします。

この件につきましては、本年3月6日開会の第1回定例会におきまして可決いただきました平成29年度一般会計予算に措置しておりました給食センターの厨房機器につきまして、次のとおり買入れをしようとするものでございます。法令の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

買入れの物件は、由仁学校給食センター厨房機器でございます。内訳につきましては、別紙のとおりでございます。契約の方法は、別紙議案第5号資料のとおり4者による指名競争入札で、第1回目の落札でございます。契約の金額は1億2,096万円でございます。契約の相手方は、札幌市厚別区厚別南3丁目2番28号、株式会社中西製作所北海道支店支店長、石川雅彦です。この買入れにつきましては、由仁町学校給食センターの移転改築に伴いまして厨房機器を買入れるものでございまして、機器の内訳につきましては、別紙にありますとおりでございます。64種類、116品の機器になってございます。

なお、落札率でございますが、98.6%となっております。

議決をいただきましたら直ちに本契約を締結いたしまして、納入期限は平成30年1月31日を予定しております。

以上で内容の説明を終わります。

○議長（熊林和男君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

佐藤君

○3番（佐藤英司君） 今の給食センターの器具は、新しいところには使えないかどうかを聞きたいと思います。

○議長（熊林和男君） 町長

○町長（松村 諭君） ただいまの佐藤議員のご質問でございますが、副町長のほうからご答弁をさせていただきます。

○議長（熊林和男君） 副町長

○副町長（田中利行君） 備品につきましてですけれども、今の給食センターで使っている備品、それをそのまま使えるかどうかということの再検証を全部いたしました。その結果、もともと全部新しいものを使うというものではなくて、使えるものは全て使って、今の給食センターでしか使えないもの、これだけを最小限買っているということで、これは

時間をかけて十分見直しをしたところでございます。

○議長（熊林和男君） ほかに質問ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） 質疑はないものと認めます。

討論はないものと思いますので、直ちに採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第5号 由仁町学校給食センター厨房機器の買入れについては、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時55分

再開 午前11時10分

○議長（熊林和男君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

◎日程第13 常任委員会委員の選任について

○議長（熊林和男君） 日程第13、常任委員会委員の選任についてを議題といたします。

議会常任委員会委員の任期は、議会委員会条例第3条の規定により2年とされ、後任者が選任されるまでの間在任することとなっております。このたび2年の任期を経過したことから、本日新たに選任するものであります。

お諮りいたします。委員会条例第7条第4項及び会議規則等運用例第65条の規定により、常任委員の選任はあらかじめ議長が調整の上、会議に諮って指名することとなっておりますので、議長において委員会構成について一任させていただきたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(熊林和男君) ご異議なしと認めます。

よって、議長において委員会構成することに決定いたしました。

常任委員会委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により、総務文教常任委員会委員に加藤君、早坂君、浮田君、井村君、吉田君、産業厚生常任委員会委員に佐藤君、羽賀君、後藤君、大竹君、熊林であります。

以上のとおり指名いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(熊林和男君) ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしましたとおり、それぞれ常任委員会委員に選任することに決定をいたしました。

暫時休憩いたします。

休憩 午前11時12分

再開 午前11時14分

○副議長(吉田弘幸君) 休憩を閉じ、前段に引き続き会議を再開いたします。

◎日程の追加及び日程の順序変更

○副議長(吉田弘幸君) 休憩中に議長から、産業厚生常任委員会委員を辞任したい旨の申し出がありました。

本件については、議長が除斥されましたので、副議長のもとで議事を進めることといたします。

お諮りいたします。議長の常任委員会委員の辞任の件を日程に追加し、追加日程第17とし、日程の順序を変更し、直ちに議題といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○副議長(吉田弘幸君) ご異議なしと認めます。

よって、議長の常任委員会委員の辞任の件を日程に追加し、追加日程第17とし、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

◎追加日程第17 議長の常任委員会委員の辞任について

○副議長(吉田弘幸君) 追加日程第17、議長の常任委員会委員の辞任についてを議題

といたします。

議長は、その職責上、どの委員会にも出席する権限を有しているほか、可否同数の際における裁決権など議長固有の権限を考慮するとき、一個の委員会に委員として所属することは適当でないとし、また行政実例でも議長においては辞任を認めているところでありますので、産業厚生常任委員会委員を辞任したいとするものであります。この議長の辞任について許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○副議長(吉田弘幸君) ご異議なしと認めます。

よって、議長の産業厚生常任委員の辞任につきましては許可することに決定いたしました。

暫時休憩といたします。

休憩 午前11時15分

再開 午前11時17分

○議長(熊林和男君) 休憩を閉じ会議を再開いたします。

◎日程の追加及び日程の順序変更

○議長(熊林和男君) お諮りいたします。

ただいま欠員となりました産業厚生常任委員会委員の補欠選任の件を日程に追加し、追加日程第18とし、日程順序を変更し、直ちに議題としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(熊林和男君) ご異議なしと認めます。

よって、産業厚生常任委員会委員の補欠選任の件を日程に追加し、追加日程第18として、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定しました。

◎追加日程第18 産業厚生常任委員会委員の補欠選任について

○議長(熊林和男君) 追加日程第18、産業厚生常任委員会委員の補欠選任についてを議題といたします。

お諮りいたします。常任委員の補欠選任については、委員会条例第7条第4項及び会議規則運用例第65条の規定によって議長において指名することとしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(熊林和男君) 異議なしと認めます。

したがって、議長において指名することと決定いたしました。

産業厚生常任委員に吉田君を指名したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(熊林和男君) ご異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしましたとおり、産業厚生常任委員会委員に吉田君を補欠選任することに決定いたしました。

これから休憩いたしますので、休憩中に各常任委員会では委員会を開催し、委員長及び副委員長の互選を行い、その結果を議長までご報告願います。

暫時休憩いたします。

休憩 午前11時18分

再開 午前11時27分

○議長(熊林和男君) 休憩を閉じ会議を再開いたします。

休憩中に各常任委員会において委員長、副委員長の互選が行われ、その結果が議長のもとに参りましたので、報告いたします。

総務文教常任委員会委員長に加藤君、副委員長に早坂君、産業厚生常任委員会委員長に佐藤君、副委員長に羽賀君であります。

以上で委員長、副委員長の報告を終わります。

◎日程第14 議会運営委員会委員の選任について

○議長(熊林和男君) 日程第14、議会運営委員会委員の選任についてを議題といたします。

議会運営委員会委員の任期は、議会運営委員会条例第3条第2項の規定により2年とされ、後任者が選任されるまでの間在任することとなっております。このたび2年の任期を経過したことから、本日新たに選任するものであります。

お諮りいたします。議会委員会条例第7条第4項及び会議規則等運用例第66条及び議会運営委員会内規第3条の規定により、議会運営委員会委員の選任はあらかじめ議長が調整の上、会議に諮って指名することとなっておりますので、議長において委員会構成について一任させていただきたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

よって、議長において委員会構成することに決定いたしました。

議会運営委員会委員の選任については、議会委員会条例第7条第4項の規定により、後藤君、加藤君、佐藤君、羽賀君、吉田君を指名いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました5名を議会運営委員会委員に選任することに決定いたしました。

休憩中に委員会を開催し、委員長及び副委員長の互選を行い、その結果を議長まで報告願います。

暫時休憩いたします。

休憩 午前11時30分

再開 午前11時34分

○議長（熊林和男君） 休憩を閉じ、前段に引き続き会議を再開いたします。

休憩中に議会運営委員会において委員長及び副委員長の選出が行われ、その結果が議長のもとに参っておりますので、報告いたします。

議会運営委員会委員長に後藤君、副委員長に羽賀君であります。

以上で委員長、副委員長の報告を終わります。

◎日程第15 会議案第1号

○議長（熊林和男君） 日程第15、会議案第1号 議会広報特別委員会の設置についてを議題といたします。

事務局長に会議案の朗読をさせます。

○事務局長（菊地和夫君） 会議案第1号 議会広報特別委員会の設置について。

由仁町議会委員会条例第5条第1項の規定によって、議会広報特別委員会を設置する。

平成29年5月24提出。提出者、由仁町議会議員、加藤重夫、賛成者、由仁町議会議員、佐藤英司。

「記載省略」

○議長（熊林和男君） お諮りいたします。

本会議案につきましては、提案理由の説明、質疑及び討論を省略し、直ちに採決したいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(熊林和男君) ご異議なしと認めます。

これより採決を行います。

会議案第1号 議会広報特別委員会の設置については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(熊林和男君) ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

ただいまの議会広報特別委員会設置議決により、これより引き続き議会広報特別委員会委員の指名を行います。

委員会条例第7条第4項及び会議規則等運用例第66条第1項の規定により、委員の選任はあらかじめ議長が調整の上、会議に諮って指名することとなっておりますので、議長において委員会構成について一任させていただきたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(熊林和男君) ご異議なしと認めます。

よって、議長において委員会構成することに決定いたしました。議会広報特別委員会委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定により、大竹君、後藤君、浮田君、早坂君、羽賀君を指名したいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(熊林和男君) ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました5名を議会広報特別委員会委員に選任することに決定いたしました。

休憩中に委員会を開催し、委員長及び副委員長の互選を行い、その結果を議長まで報告願います。

暫時休憩いたします。

休憩 午前11時37分

再開 午前 11 時 42 分

○議長（熊林和男君） 休憩を閉じ、前段に引き続き会議を再開いたします。

休憩中に議会広報特別委員会において委員長及び副委員長の選出が行われ、その結果が議長のもとに参りましたので、報告いたします。

議会広報特別委員会委員長に大竹君、副委員長に早坂君であります。

以上で委員長、副委員長の報告を終わります。

◎日程第 16 議席の変更指定について

○議長（熊林和男君） 日程第 16、議席の変更指定を行います。

会議規則第 4 条第 3 項の規定により、議席の変更指定をいたします。

会議規則等運用例第 9 条の規定により副議長席は 9 番、議長席は 10 番と決まっておりますので、1 番から 8 番までを指定いたします。

各議員の議席番号と議員名を局長に朗読をさせます。

局長

○事務局長（菊地和夫君） 議席の変更指定を申し上げます。

1 番、羽賀直文議員、2 番、早坂寿博議員、3 番、加藤重夫議員、4 番、後藤篤人議員、5 番、浮田孝雄議員、6 番、佐藤英司議員、7 番、大竹登議員、8 番、井村勇夫議員。

以上でございます。

○議長（熊林和男君） ただいま朗読したとおり議席を指定いたしました。

議席につきましては、次に招集される議会からただいま指定の席にご着席をお願いいたします。

◎閉会の宣告

○議長（熊林和男君） これで本日の日程は全部終了いたしました。

平成 29 年由仁町議会第 2 回臨時会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

◎閉会 午前 11 時 44 分

上記会議の次第は書記をして記載せしめたものであるが、その内容が正確なることを証するため、ここに署名する。

議長 熊林 和男

副議長 吉田 弘幸

3 番議員 佐藤 英司

4 番議員 浮田 孝雄